

琴平町共通商品券事業規程

(目的)

第1条 この規程は、琴平町商工会（以下「本会」という。）が、琴平町共通商品券（以下「商品券」という。）の取扱等を定める商品券事業（以下「本事業」という。）の円滑な運営に必要な事項について定め、琴平町内の消費拡大を促し、商工業の振興及び活性化に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の運営及び管理は、本会が行う。

(商品券の種類)

第3条 商品券は、額面500円券及び1,000円券の2種類とする。

(商品券の有効期限)

第4条 商品券の使用期限は、発行日より6ヶ月とする。

2. 取扱店の換金期限は、発行日より8ヶ月とし、当該換金期間の満了の日が休日に当たる場合は、その翌日とする。

(販売窓口)

第5条 商品券の販売窓口は、本会事務所とする。

(取扱店の登録)

第6条 本事業に参加する事業所は、本会に商品券取扱店登録申請書（様式第1号）により、登録申請を行うものとする

2.本会は申請を審査し、登録の認定をした場合は申請者に対し、琴平町共通商品券取扱店登録証（様式第2号）を交付する。

(取扱店の登録資格)

第7条 取扱店の登録資格は、琴平町内において営業を営む公序良俗に反しない事業者及び琴平町商工会員とし、次の事業者は登録できないものとする。

2.「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」に規定された風俗営業に関わる事業者。

3.その他、本会会長が取扱店として、ふさわしくないと判断した事業者。

(取扱店の責務)

第8条 取扱店は、消費者が商品券で支払いをしようとする際、商品券額面によって現金同様に取り扱うものとする。

2.取扱店は、本会が実施する商品券の流通促進事業に参加、協力しなければならない。

3.取扱店は、著しく破損又は汚損し、通し番号が不明な商品券を取り扱ってはならない。

4.取扱店は、偽造又は不正使用の疑いのある商品券を預かった場合は、速やかに本会に報告するものとする。

5.取扱店は、本会より配布されたステッカーやのぼり等を消費者の目につきやすい場所に掲示するよう努めるものとする。

6.取扱店は、一般の消費者同様に商品券の購入はできるが、自店舗で使用されたかのように偽って換金する等の不法行為をしてはならない。

(換金決済)

第9条 取扱店が回収した商品券の換金手続きは次のとおりとする。

1.取扱店は、回収した商品券の裏面所定欄に事業所名を記名もしくは押印をし、月末までに別紙琴平町共通商品券換金申請書(様式第3号)を添えて請求するものとする。

2.前項の請求書を受理した本会は、取扱店指定の口座に毎月10日(祝祭日の場合は翌日とする。)に代金を振り込むものとする。

(換金手数料)

第10条 本会は、使用済み商品券の回収及び換金にあたり、取扱店から換金手数料を徴収することができる。

2.換金手数料は、毎月の請求書の金額から次の料率を乗じた額とする。尚、下記の企業規模は、中小企業基本法の規定によるものとする。

- ①商工会員の方で中小企業者並びに定款会員の方 無料
- ②商工会員のうち前記以外の方は 3%
- ③非商工会員の方 5%

(取扱店の取消)

第11条 取扱店は商品券の取り扱いを止める場合は、本会に別紙 商品券取扱店取消申請書(様式第4号)を提出するものとする。

2.前項の規定に関わらず、取扱店が本規程、その他法令に違反する行為を行った場合、本会は、当該取扱店登録の取り消しができるものとする。

(会計及び監査)

第12条 本事業に関する会計及び監査は、本会が行う。

2.本会は、本事業に関し、琴平町共通商品券特別会計を設置し、本会総代会において収支決算の報告を行うものとする。

この規程は、平成27年 4月20日から施行する。